

(第43号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.47 を 100分の7.45 に改正する。

○均等割額 37,800円 を 37,500円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.30 を 100分の2.29 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.72 を 100分の1.86 に改正する。

○均等割額 15,300円 を 15,900円 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の52 を 100分の53 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の48 を 100分の47 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 26,460円 を 26,250円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

10,710円 を 11,130円 に改正する。

②第2号該当(5割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 18,900円 を 18,750円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 7,650円 を 7,950円 に改正する。

③第3号該当(2割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 7,560円 を 7,500円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 3,060円 を 3,180円 に改正する。

(3) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当(5割軽減)

被保険者等の合計数に乗ずる金額 28万円 を 28.5万円 に改正する。

②第3号該当（2割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額 51万円 を 52万円 に改正する。

(4) 基礎賦課限度額を次のとおり改める。 61万円 を 63万円 に改正する。

(5) 介護納付金賦課限度額を次のとおり改める。

16万円 を 17万円 に改正する。

2 改正理由

(1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課分、介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 国民健康保険法施行令改正により、低所得者に対する保険料均等割の軽減判定所得の基準が引き上げられたため改正する。

(4) 国民健康保険法施行令改正により、基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額が引き上げられたため改正する。

3 その他資料

別紙「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

参考資料1「令和2年度国民健康保険料率の算出について」

参考資料2「国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較」

4 実施時期

令和2年4月1日から施行する。

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第15条の3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.45</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>37,500円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の9～第15条の11 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.29</u> (一般被保険</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第15条の3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.47</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>37,800円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の9～第15条の11 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.30</u> (一般被保険</p>

者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) (略)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.86 (介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,900円 (介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の介護納付金賦課額は、170,000円を超えることができない。

第17条～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場

者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) (略)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.72 (介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,300円 (介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の介護納付金賦課額は、160,000円を超えることができない。

第17条～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には610,000円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場

合には190,000円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円)の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国

合には190,000円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円)の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国

居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について26,250円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について11,130円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について18,750円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,950円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係

居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について26,460円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について10,710円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、280,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について18,900円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,650円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、510,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係

る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,500円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,180円

第19条の3～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,560円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,060円

第19条の3～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

令和 2 年度国民健康保険料率の算出について

1 令和 2 年度保険料率等前年度比較

(単位：円)

保険料率等 (旧ただし書方式)		所得割率	均等割額	1人当たり保険 料額 ※ 1	賦課限度額 ※ 2
令和 2 年度	基礎分 (60:40)	7.45%	37,500	94,109	630,000
	支援分 (60:40)	2.29%	11,700	28,952	190,000
	介護分 (53:47)	1.86%	15,900	33,787	170,000
	計	11.60%	65,100	156,848	990,000
	対前年増減	0.11%	300	1,298	30,000
平成 31 年度	基礎分 (60:40)	7.47%	37,800	94,404	610,000
	支援分 (60:40)	2.30%	11,700	29,120	190,000
	介護分 (52:48)	1.72%	15,300	32,026	160,000
	計	11.49%	64,800	155,550	960,000

※ 1 一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※ 2 国民健康保険法施行令で決定 (国)

2 令和 2 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

(単位：円)

事業費納付金		一般被保険者分 (介護分は退職被保険者等分を含む)			合計
		医療分	支援分	介護分	
		8,123,981,377	2,682,473,858	1,036,023,563	11,842,478,798
標準保険料率	所得割	7.79%	2.64%	2.40%	12.83%
	均等割	45,488	15,123	17,670	78,281

国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	令和2年度				平成31年度			
	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (53:47)	計	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (52:48)	計
所得割率	7.45%	2.29%	1.86%	11.60%	7.47%	2.30%	1.72%	11.49%
均等割額(円)	37,500	11,700	15,900	65,100	37,800	11,700	15,300	64,800
1人当たり保険料額(円)	94,109	28,952	33,787	156,848	94,404	29,120	32,026	155,550
賦課限度額(円)	630,000	190,000	170,000	990,000	610,000	190,000	160,000	960,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額 ÷ 被保険者数

※均等割のみ世帯の収入上限は、年金収入153万円・給与収入98万円

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳)のみ] 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
31年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	14,850	85,519	193,119	273,721	355,789	438,834	521,879
R2年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分)	14,760	85,138	192,378	272,732	354,548	437,338	520,128
前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 90	△ 381	△ 741	△ 989	△ 1,241	△ 1,496	△ 1,751

均等割軽減割合対象 7割 2割

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)] 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
31年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	29,700	95,419	242,619	323,221	405,289	488,334	571,379
R2年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分)	29,520	94,978	241,578	321,932	403,748	486,538	569,328
前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 180	△ 441	△ 1,041	△ 1,289	△ 1,541	△ 1,796	△ 2,051

均等割軽減割合対象 7割 5割

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳)のみ] 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
31年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	34,698	167,061	247,491	332,517	424,437	516,357	612,873
R2年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	34,870	168,340	249,540	335,380	428,180	520,980	618,420
前年度保険料との比較 [b] - [a]	172	1,279	2,049	2,863	3,743	4,623	5,547

均等割軽減割合対象 5割

④給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)] 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
31年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	67,098	205,941	312,291	397,317	489,237	581,157	677,673
R2年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	67,420	207,400	314,640	400,480	493,280	586,080	683,520
前年度保険料との比較 [b] - [a]	322	1,459	2,349	3,163	4,043	4,923	5,847

均等割軽減割合対象 5割 2割